

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領

第1 指定・更新の申請及び変更の届出の事務

1 指定申請の事務

- (1) 法第59条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの規則第57条各項に規定する申請書（以下「申請書」という。）は、別紙様式1により医療機関（診療所、薬局、指定訪問看護事業者等、指定居宅サービス事業者及び指定看護予防サービス事業者を含む。）の所在地の都道府県知事（指定都市にあっては市長。以下同じ。）へ提出させること。
- (2) 都道府県知事は、申請書の提出があった場合は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を別紙様式4により速やかに申請者へ通知すること。なお指定年月日は原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とすること。

2 変更の届出

- (1) 指定自立支援医療機関が、その名称及び所在地その他規則第61条に定める変更を行うべき事項に変更が生じた場合は、当該指定自立支援医療機関に対し、法第64条の規定に基づき、変更の届出（以下「変更届出」という。）を別紙様式2により当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に提出させること。
- (2) 都道府県知事は、変更届出のあった事項について所要の確認を行ったうえで、内容に不備がある場合には適宜別紙様式5による質問や指導を行うこと。

3 指定の更新

- (1) 法第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）からの指定自立支援医療機関に係る指定の更新に関する申請書（以下「更新申請書」という。）は、別紙様式3により当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に提出させること。なお、当該更新申請書の提出の際、変更届出の提出漏れが確認された場合は、速やかに変更届出を提出させること。
- (2) 都道府県知事は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を別紙様式6により速やかに更新申請者へ通知すること。

4 その他

- (1) 都道府県知事は、規則第60条に定めるように良質かつ適切な自立支援医療を提供するための体制整備に努めるとともに、変更届出、更新申請等の必要な手続について、提出漏れが生じないように指定自立支援医療機関への指導を行うこと。特に有効期間の満了を迎える指定自立支援医療機関に対しては、予め更新の意向等を確認し、更新申請の手続が円滑に行われるように取り組むこと。
- (2) 都道府県知事は、指定自立支援医療機関の指定（更新を含む。以下この項において同じ。）、名称及び所在地の変更、指定の辞退並びに指定の取り消しがあった場合は、法第69条の規定

に基づき公示し、自立支援医療の支給認定を受けている障害者、障害児の保護者及びその他関係機関に対して、ホームページや広報を通じて広く周知すること。

第2 審査（確認）

審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

1 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。

2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること。

3 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。

ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、（1）のみを満たしていればよいこととする。

（1） 当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。

（2） 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3年以上あること。

また、精神医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものであること。

4 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

5 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、療担規定に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。